

阪和興業健康保険組合理事長 殿

## 健康保険被扶養者申請申立書

<被保険者>

|    |                  |    |  |        |  |   |
|----|------------------|----|--|--------|--|---|
| 記号 |                  | 番号 |  | 被保険者氏名 |  | 印 |
| 住所 | (〒 - )<br>電話 ( ) |    |  |        |  |   |

下記のとおり、私が扶養していることを申立します。

なお、扶養から外れる場合は、ただちに被扶養者届(削除)を提出します。

<被扶養者認定を受けようとする家族>

|                         |         |             |        |    |        |                       |  |
|-------------------------|---------|-------------|--------|----|--------|-----------------------|--|
| 氏名                      |         | 性別          | 男・女    | 年齢 | 歳      | 続柄                    |  |
| 生年月日                    | 明・大・昭・平 | 年           | 月      | 日  | 従前加入保険 | 協会けんぽ・国保・組合・共済・その他( ) |  |
| 住所                      | 同居・別居   | 別居の場合<br>住所 | (〒 - ) |    |        |                       |  |
| ◆ 認定を必要とする理由 ◆          |         |             |        |    |        |                       |  |
| ※ 認定を受けようとする方の現在の状況、    |         |             |        |    |        |                       |  |
| 退職の場合は退職した年月日、          |         |             |        |    |        |                       |  |
| 収入の有無(有れば金額と種類)、        |         |             |        |    |        |                       |  |
| 別居の場合の援助額など具体的にご記入ください。 |         |             |        |    |        |                       |  |

上記の申立てのとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

所在地

事業所名

事業主名

印

# 阪和興業健康保険組合（規程）

## 被扶養者認定基準

（目的）

第 1 条 この基準は、健康保険の被扶養者の認定について、組合における事務の円滑適正化をはかることを目的とする。

（被扶養者の範囲）

第 2 条 被扶養者とは、被保険者により主として生計を維持されている者であって、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 被保険者の直系尊属（父、母、祖父母、曾祖父母など。）配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）子、孫および弟妹
- (2) 3 親等内の親族で被保険者と同一の世帯に属している者
- (3) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の父母および子であって、被保険者と同一の世帯に属している者
- (4) (3) の配偶者の死亡後におけるその父母および子であって、引き続き被保険者と同一の世帯に属している者

（被扶養者の認定）

第 3 条 前条の被扶養者を認定する場合は、「認定対象者が、主として被保険者により生計を維持されている者であること」が絶対条件であるが、その判定はつぎのとおりである。

- (1) 生計費の 5 割相当額以上を被保険者に依存していること
- (2) 認定対象者の年間収入が、厚生省通達に示された金額未満であり、かつ、被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であること。ただし、被保険者の収入の 2 分の 1 を超えていても被保険者の収入を上回らない場合で、当該被保険者がその世帯の中心的役割を果たしているとみとめらねるとき

（被扶養者の帰属）

第 4 条 家族に扶養能力のある者が、2 人以上ある場合は、収入の多寡、家族内の地位など扶養の実態を把握して、生計の主体となる者を判定し、原則としてその者に被扶養者を帰属させる。

（生計費の算定）

第 5 条 被保険者と同一生計を営む家族の生計費の額については、その世帯における生計の実態に基づき、総合的にみて算定するものとする。

（収入の範囲）

第 6 条 この基準で定める収入の範囲は、次ぎのとおりとする。

- (1) 勤労収入
- (2) 事業収入（農業、商業、漁業、林業、原稿料、出演料など）
- (3) 投資収入（株式配当、決算剰余配当など）

- (4) 公的年金（恩給などを含む）
- (5) 利子収入（預金利子、有価証券などによる利子収入）
- (6) 不動産賃貸収入（土地、家屋など）
- (7) 雇用保険法による失業給付金
- (8) 健康保険法による傷病手当金、出産手当金及び同付加金
- (9) 労働者災害補償保険法による休業補償費
- (10) その他、実質的に収入と認められるもの

（認定効力の発生及び消滅）

第 7 条 被扶養者の認定の効力は、組合が被扶養者届、または同異動届によって、届出を受けた日現在において発生し、将来に及ぶことを原則とする。ただし、保険給付を受けるため、遡って被扶養者となるべき事実を立証した場合においては、認定の効力を遡及させることができる。

2. この効力は、生計維持関係がなくなった日の翌日をもって消滅する。

（認定の手続）

第 8 条 被扶養者を認定するときは、被扶養者届、または同異動届のほか必要に応じ、それぞれ次ぎの各号の書類を添付して提出させるものとする。

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 被保険者と同一世帯に属することを要する者 | 住民票（写も可）          |
| (2) 16 歳以上で在学中の者         | 在学証明書（写も可）        |
| (3) 長期療養者                | 医師の診断書            |
| (4) 身体障害者                | 身体障害者手帳（提示または写）   |
| (5) 公的年金（恩給などを含む）受給者     | 受給を証する書類          |
| (6) 各種休業補償費受給者           | 受給を証する書類          |
| (7) 商業、農業、漁業、林業などを営む者    | 市町村長の所得証明書        |
| (8) 被保険者と別居している者         | 送金を証する書類（郵便局、銀行等） |
| (9) 無職無収入の者              | 市町村長または事業主の証明書    |

2. 前項各号に掲げた添付書類のほか、組合が必要と認めた書類を提出させるものとする。

（認定の取消） -

第 9 条 被保険者が、届書に事実と相違した記載をして認定を受けたことが判明した場合には、その事実を取消するものとする。

附則

この規定は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。